

## 平成28年度 第10回全体庁議（2月2日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(12) バックアップ料金制度について[上下水道部]
----	-------	--------------	----------------------------

### ■ 提案・報告の趣旨

平成15年以降、水道水の大口利用者が主に、水道料金の抑制を図るために、事業者自らが地下水を飲料水へ利用可能となる設備を導入することによって、水道の料金収入が大幅に減少した。このことから一般利用者との間で「建設投資資金の確保」に公平性を欠くことから、帯広市水道事業給水条例の一部を改正し、平成24年度から「バックアップ料金制度」を施行した。導入からおよそ5年が経過し、バックアップ料金制度の契約に理解を得られない事業者の存在などに対し論議もあり、改めてこの制度創設の経過や現状について、平成29年2月16日の建設文教委員会に報告するもの。

### ■ 提案・報告の主な内容(概要)

- バックアップ料金制度  
地下水を水源とする専用水道事業者が、水道をバックアップとして使用する場合の料金制度。(任意契約)  
【帯広市水道事業給水条例の一部改正(平成23年11月30日議決・平成24年4月1日施行)】
- 制度導入の背景  
制度導入前の状況  
①専用水道事業者の増加(水道使用の抑制)  
②水道施設の整備・更新の財源確保に影響  
制度の目的  
①バックアップという新たなサービスに対する料金賦課  
②専用水道事業者と、一般利用者との負担の公平性を確保  
③将来に向けての建設投資資金の確保
- 制度の現状  
①専用水道事業者の水道料金は、平成15年は約2億円  
②専用水道事業者の増加とともに料金収入は減少し、現在は約2千万円で推移
- 制度の効果と課題  
効果  
①制度導入後、事業者の制度理解に広がり  
②制度導入前の2.3倍の建設投資資金が確保されており、専用水道事業者と一般利用者の不公平は一定程度緩和  
③制度導入後、新たな専用水道への転換が進んでいない。  
課題  
①バックアップ料金対象12事業者中、3事業者が未契約  
②当初計画約32百万円に対し、約8百万円の収入  
③専用水道への転換は全国的な課題であり、他都市に新たな動き
- 今後について  
制度を維持しながら、水道認可区域内での専用水道の制限に係る法整備の要請活動を継続し、今後の国等の動向を注視していく。

### ■ 今後のスケジュール

- 平成29年2月16日 建設文教委員会へ報告
- 平成29年2月22日 帯広市公営企業経営審議会へ報告

### ■ 審議結果

- 同内容で、2月16日建設文教委員会へ報告することで了承された。

### ■ その他、指摘事項等

- 特になし